

の増加を図ろうとする意図が見え隠れし、論理のすり替えに見えてなりません。

3つ目の反対理由です。意見書は、請願の趣旨と一体であり、採択すれば、この文面は議会で修正を一切することができず、提出されることとなります。文面の中に、全く同じ文章が2回出てきます。その文章は「1月26日、中央教育審議会は、コロナ感染拡大を踏まえ、少人数学級編制を可能とするなど、指導体制や必要な施設・設備の計画的な整備を図ることを盛り込んだ答申を行いました。」というくだりです。主張したいことを強調するために、言い回しを変え、再度表現することはよくありますが、文面の全体の流れからすると、この文章は2回は必要でなく、明らかに校正ミスによるものと思います。また、最後のほうの文章に「30人以下の少人数学級編制を実現するよう強く求めます」とありますが、私はあまりにも小さい少人数学級を求めるべきではないと思っておりますし、国民も同様であると信じております。さきにも述べたように、当面の目標は30人学級が望ましいとの考え方です。

そして、意見書は長井市議会が提出をするものですが、内容も体裁も不適切なまま、当事者である議会が少人数学級をすすめる県民の会が作成した意見書を一言一句訂正できないで、そのまま提出することが責任ある議会として、正しい選択肢なのでしょうか。

英語でサイレントマジョリティーという言葉があります。日本語に訳しますと静かなる大衆、あるいは物言わぬ多数という意味で、積極的な発言行為をしない大衆のことです。請願趣旨に「30人学級の早期実現、その後すみやかに20人程度の学級への移行を求めた、研究者有志の全国署名は22万を数え、山形県でも1万筆を超えています。コロナ禍の中で、30人以下学級早期実現は、国民の切実な願いになっています。」とありますが、果たしてサイレントマジョリテ

ィーは20人学級という極めて少ない少人数学級を望んでいるのでしょうか。少人数学級を望むとしても、20人学級などは思い描いていないはずだと思います。私たちは、しっかり国民の声、市民の声に耳を傾けなければなりません。一部の少数で声の大きい人々の声だけを聞くことは、判断に危うさも出てきます。私たちは、声なき声にも耳を傾ける必要があるのです。

私は、30人学級を実現することには賛同できますが、本請願には反対いたします。良識ある議員の皆様には、反対理由をぜひご理解賜り、反対の意思表示をお願い申し上げて、反対討論といたします。

○平 進介議長 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

請願第1号について、文教委員長報告は採択であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○平 進介議長 起立多数であります。

よって、請願第1号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一厚生常任委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○小関秀一厚生常任委員長 おはようございます。

令和3年3月市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日

に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第19号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号通知カードが廃止されることに伴い、所要の改正を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、マイナンバーカードの今後の活用に向けた動きはどのようになっているのかとの質疑がなされ、市民課長からは、医療証としての利用を予定しており、今後は免許証としても活用されると聞いているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険料等の改定に伴い、所要の改正を行うため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、厚生労働省令の一部改正に伴い、関係する条例の所要の改正を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、実地指導は福祉あんしん課の職員が事業所を回るのか、また、外部委託するのかとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、集団指導の場合は、事業所の方に集まっていただいて、全体的な説明を行い、個別指導の場合は、福祉あんしん課の職員が事業所を訪問し、基準どおりに運営されているか

確認を行うとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、入所者からの虐待等の相談窓口はどのようになっているのかとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、対応する職員を地域包括支援センターに配置して、入所者からの相談を受け、事業所の対応について聞き取りを行っているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件の審査報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第9、議案第19号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第11、議案第22号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第9、議案第19号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第21号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての

1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第22号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木富美子産業・建設常任委員長。

(鈴木富美子産業・建設常任委員長登壇)

○鈴木富美子産業・建設常任委員長 令和3年3月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案4件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査いたしております。

なお、議案の該当箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第14号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、草岡地区における県営農地整備事業による市道久川北線の起点の変更に伴い、市道路線の認定を行うため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 市道路線の廃止について申し上げます。

本案は、草岡地区における県営農地整備事業による市道久川北線の起点の変更に伴い、同路線、津島線及び東久川線3路線について、市道路線の廃止を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、当該路線について、幅員3.2メートルから9.6メートルとされているが、この差はどのような理由から生じるものかとの質疑がなされ、建設課長からは、交差点部分の隅切り等により幅員の広い場所が生じたものであるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、東久川線の幅員3.0メートルから5.0メートルとなっている理由も同様かとの質疑がなされ、建設課長からは、県道長井白鷹線との交差部分が5.0メートル、その東側が3.0メートルの幅員となっているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 長井市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、占用物件の中で、電柱について第1種から第3種まで区分されているが、どのような基準による区分かとの質疑